

# 郡上市インターンシップ（学生実習生受入制度）手引き

## 1. インターンシップの目的

学生に対し公務の就業体験（以下「実習」という。）を行わせることにより、高等学校、大学（以下「大学等」という。）における教育機能を強化し、学生の行政に関する理解を深めるとともに、積極的かつ優秀な人材の育成に資することを目的とします（郡上市インターンシップ実施要綱第1条。以下「要綱」という。）。

## 2. インターンシップの対象者

対象者は、高校生、大学生であって、次の各号のいずれにも該当すると認められる者です。ただし、市長が特に認めた者は、対象者とします（例：市内の小中学生等）。

- (1) 郡上市又は隣接する市町村に在住する者（将来、郡上市に在住する予定の者を含む。）
- (2) 在籍する大学等から推薦された者
- (3) 行政に関心を有する者
- (4) 実習の成果を今後の研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者
- (5) 服務規律を遵守することができる者

## 3. インターンシップ受入の手続き

- (1) 保育士・幼稚園教諭、栄養士、保健師等の実習の場合
  - ・ 受入を希望する部署が特定されている場合等（資格又は免許取得のための実習の場合）は、以下により手続きをお願いします。
  - ① 受入を希望する園等への事前連絡と内諾の取り付け
    - ・ 受入を希望する学生（又は学校）は、受入を希望する部署に直接連絡し、受入を希望する日程などを調整の上で、内諾を得てください。
  - ② 申込書・宣誓書の提出
    - ・ 内諾を取り付けた後、要綱に定める申込書（様式は、学校で定める様式があれば、これに代えることも可）、誓約書（必ず市の様式で提出してください）を、受入を希望する部署宛に提出してください。

<保育士・幼稚園教諭等の主な受入先>

実習内容	受入先	
保育士・幼稚園教諭	① はちまん幼稚園 ② 幼児教育センター やまびこ園 ③ 幼児教育センター みなみ園	① 北濃保育園 ② 石徹白保育園 ③ たかす保育園 ④ たかす北保育園 ⑤ 明宝保育園 ⑥ 小川保育園 ⑦ 和良保育園
栄養士	① 八幡学校給食センター ② 大和学校給食センター ③ 白鳥学校給食センター	④ 高鷲学校給食センター ⑤ 美並学校給食センター
保健師	健康福祉部 健康課	

※ 上記に掲げる以外の受入先については、別途市長公室人事課にご相談いただくか、市ホームページの「各課からのお知らせ」欄から直接、受入を希望する部署にお問い合わせください。

参考：市HP <http://www.city.gujo.gifu.jp/admin/info/>

③ 実際の受入

- ・ 実際の受け入れに際しては、受入先と学生が直接連絡を取り合い、出勤時間や業務内容を確認していただきます。

(2) 受入先を特定しない場合

- ・ 上記(1)に掲げる以外の一般的な公務(税務、観光、保育園・幼稚園以外の児童福祉関係等)の実習を希望される場合は、市長公室人事課を窓口として対応します。

市長公室 人事課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

TEL:0575-67-1818 (内 1333)、FAX:0575-67-1711

E-mail: jinji@city.gujo.lg.jp

① 申込書、宣誓書の提出

- ・ 大学等にあつては、事前に実習生を選考の上で、申込書と宣誓書を人事課宛に提出してください。

② 受入先の調整

- ・ 申込書を受領後、人事課で受入を希望する業務の担当課と受入に係る日程調整を行い、学校宛に連絡します。
- ・ 受入を希望された部署の都合から、日程、受入日数等についてご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

③ 実際の受入

- ・ 実際の受入に際しては、学生から受入先の担当課に連絡(又は直接訪問)していただき、出勤時間や業務内容を確認してください。

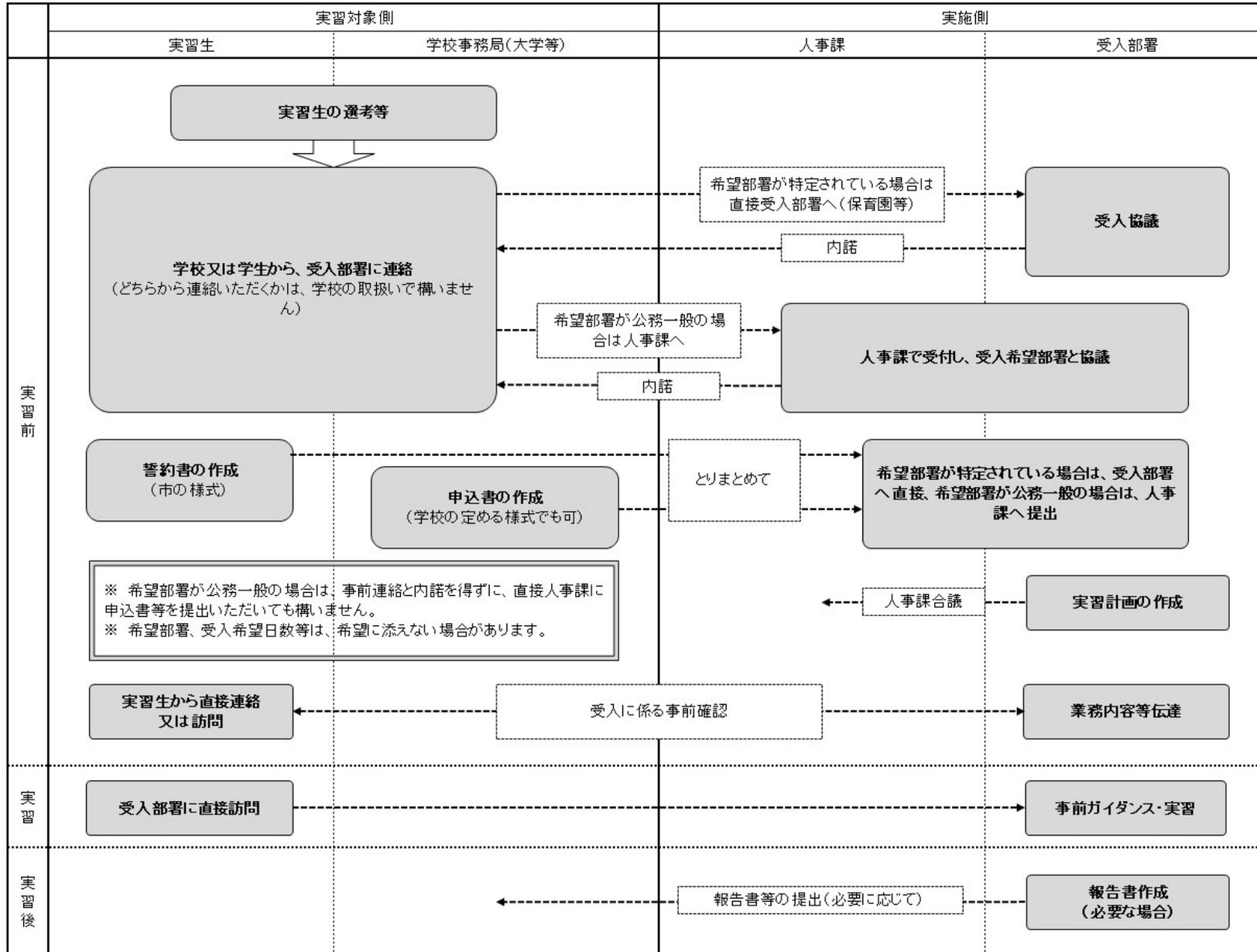
(3) 小中学生の場合

- ・ 小中学生の受け入れに関しては、学校教育課を窓口として対応します(ただし、従来、学校から受入を希望する部署に直接連絡されている場合は、従前の取り扱いで構いません)。
- ・ 要綱では、小中学生はインターンシップの対象としておりませんが、要綱に準じた手続きを行っていただきます。

#### 4. インターンシップ受入後の手続き

実習報告書等が必要な場合は、受入時に予め受入部署に伝達願います。必要に応じて、報告書等を学校又は学生宛に提出させていただきます。

(参考) 郡上市インターンシップ手続きの流れ



## ○郡上市インターンシップ実施要綱

平成19年6月19日

告示第93号

### (目的)

第1条 この要綱は、学生に対し公務の就業体験(以下「実習」という。)を行わせることにより、高等学校、大学(以下「大学等」という。)における教育機能を強化し、学生の行政に関する理解を深めるとともに、積極的かつ優秀な人材の育成に資することを目的とする。

### (実習対象者)

第2条 郡上市が実施する学生実習生受入制度(以下「インターンシップ」という。)の対象者は、高校生、大学生であって、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 郡上市又は隣接する市町村に在住する者(将来、郡上市に在住する予定の者を含む。)
- (2) 在籍する大学等から推薦された者
- (3) 行政に関心を有する者
- (4) 実習の成果を今後の研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者
- (5) 服務規律を遵守することができる者

### (実施期間)

第3条 実習の期間は、原則として通年とし、市長の定めた一定期間とする。

### (実習時間)

第4条 実習の実施時間(以下「実習時間」という。)は、市職員の勤務時間の割振りの例に準ずる。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

### (報酬等)

第5条 市は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習の実施に伴う交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も負わない。

### (服務)

第6条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等及び実習生の指導、監督等を担当する職員(以下「実習指導者」という。)の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 実習生は、市の名誉をき損するような言動を行ってはならない。
- 4 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。
- 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、実習指導者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事後速やかに行わなければならない。

### (誓約)

第7条 実習生は、別に定める誓約書(様式第1号)を、事前に市長に提出しなければならない。ただし、大学等に在籍しない者にあつては、様式第2号を使用する。

2 実習生が、在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導を徹底するものとする。

(事故責任等)

第8条 実習生は、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生は、故意又は過失によって市又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに自らの責任において弁償しなければならない。

(実習生の受入手続)

第9条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、希望する実習の目的、内容、期間等及び推薦する学生の学年、専攻、就職希望先等を記載した郡上市インターンシップ申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、大学等に在籍しない者にあつては、様式第4号を使用する。

2 市長は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合に、受入れを行うものとする。

(1) 希望する実習の目的及び内容が第1条の目的に沿ったものであること。

(2) 実習を希望する学生が、第2条の基準に該当すること。

(3) 市の業務に支障がないと認められること。

3 前項の規定により受入れを行うことを決定した場合は、市長は、その旨を大学等へ通知するものとする。

(実習指導者、実習プログラム及び受入部署の役割)

第10条 実習生が実習を行う部署の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、部署内の職員のうち適当と認められる者を実習指導者として指名するものとする。

2 実習指導者は、市長公室人事課長と協議の上、実習の内容、場所等を定めた実習プログラム(様式第5号)を定めるものとする。

3 実習指導者は、学生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する大学等の代表者及び市長公室人事課長に提出するものとする。

(実習の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第6条の規定に違反した場合

(2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれが認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められる場合

2 市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月19日から施行する。

附 則(平成21年11月30日告示第185号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

## 誓 約 書

年 月 日

郡上市長 様

学 校 名

学部・学科名

氏 名

印

このたび私は、郡上市インターンシップの実習生として参加することに先立ち、下記事項を遵守し、実習に専念することを誓約します。

### 記

- 1 この誓約書及び法令、郡上市の条例等を誠実に守ります。
- 2 実習期間中に知り得た情報については、実習終了後も一切他言しません。
- 3 無断撮影及び図面、部品等の無断持ち出しはしません。
- 4 実習担当責任者の指揮及び監督に従います。
- 5 職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうことはしません。
- 6 無断で欠席、遅刻及び早退はしません。
- 7 業務の都合上、実習日及び実習時間の変更がある場合は、これに従います。
- 8 故意又は過失により郡上市に損害を与えたときは、その責を負います。
- 9 実習に先立ち、傷害保険及び損害賠償保険等に加入します。

※上記実習生が故意又は過失により郡上市に損害を与えた場合には、当校は郡上市と協議のうえ、誠意をもって対処します。

学 校 名

代表者名

印

(様式第3号)

## 郡上市インターンシップ申込書

年 月 日

郡上市長 様

学 校 名

代表者名

印

郡上市インターンシップの実習生として、下記のとおり推薦します。

学 生 氏 名	
専 攻 学 部 学 科 ・ 学 年	
住 所	〒  電話( ) — 携 帯 E-mail
実 習 の 目 的	
希 望 す る 実 習 内 容	・ 第 1 希 望 ・ 第 2 希 望
自 己 P R	
希 望 す る 実 習 期 間	